

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月25日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	3番	牧	潤三	君
	5番	平田	耕作	君
	8番	黒葛原	洋子	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
	11番	大角	千名美	君
	12番	岩川	亜希子	君
	13番	上山	竜太	君

推進委員	◎	渡邊	浩	君
	◎	大堀	裕介	君
	◎	浜田	芳郎	君
	◎	山田	博昭	君
	◎	川崎	太一	君
	◎	田中	三九雄	君
	◎	白川	満秀	君
	◎	備	邦雄	君

4. 欠席委員(6人)

欠席者	4番	西橋	豊啓	君
	6番	岩川	原造	君
	7番	内田	政人	君
	14番	神宮司	守昭	君
	◎	日高	伸作	君
	◎	楠	忠久	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 報告第3号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について
- 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第10号 農用地利用集積計画について
- 議案第11号 非農地証明願について
- 議案第12号 農業委員会の適正な事務実施について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鶴田	洋治
係長	川東	卓磨
主事	岩川	篤也
相談員	西田	博隆

事務局（鶴田 洋治君）

■■■■の裏手の農地になります。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

報告案件でございます。多くの方が日頃目にしている地域ではないかと思っ
ているんですが、屋久島町合併の折から課題として出ている場所
でございます。建設残土、廃土で埋め尽くされている地区です。元々は
水田地帯だと聞いておりますが、10年以上が経過しておりますので、
この非農地判断の対象として取り上げて調査をしたところ
です。

内容につきましてご覧いただいていると思いますので、皆さんの方
からご質問等あれば受け付けます。

3番（牧 潤三君）

すべて非農地として判断したということで、台帳上では農地ではなくな
ったと。でも法務局で手続きしないと登記上は農地のままということ
ですね。

会長（鎌田 秀久君）

そうですね。そこら辺は住所のわかっている方には非農地として判断
をしたという通知は事務局から送ることになっております。

他にご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

それでは報告案件ですので、このようにお知りおきください。

続きまして11ページです。議案第7号。農地法第3条の規定による
許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第7号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとお
り許可申請があったので議決を求める。

整理番号11番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：
譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人（■■■■

■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、■■■■、■■■■
m²。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ポンカ
ン・タンカンが1月から12月。事由：新規就農。権利の移転を受ける
者の状況といたしまして、経営面積：■■m²。申請人の経験年数・■■年。
農機具等の保有状況：草刈機・1、チェーンソー・1。選果機・1です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係については『特に支障は
ないと思います。』ということです。地域との役割分担については『集
落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

今回の申請は贈与により農地を取得して新規就農を始めるというこ
とで、農機具の保有状況・経験年数をみても特に問題も見られないこ
とから農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件のすべてを満
たしていると考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号11番について、担当委員のご意見をお願いいたします。

2番（牧 優作郎君）

譲渡人と譲受人の関係は親子です。今までも母親の手伝いをしていた
ということですが、高齢になってきたため名義を自分に変えて新規就農
をするということです。

特に問題はないと思います。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号11番について皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。
（「ありません。」の声あり）

整理番号11番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号11番は許可することに決定いたします。

続いて整理番号12番について事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号 12 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）、譲渡人 ■■■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■■、他 ■■■ 筆。地目：■■■。■■■ 筆の合計面積：■■■■■ m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：たんかん・その他果樹が 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有地が ■■■■■ m²、貸地が ■■■■■ m²、合計 ■■■■■ m²。経験年数：申請人が ■■■ 年、■■■ が ■■■ 年。農機具等の保有状況：トラクター・1、草刈り機・4、動噴・2、耕耘機・1、モア・1、管理機・3 です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係については『特に支障はないと思います。』ということです。地域との役割分担については『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

今回の申請は贈与により農地を取得して規模拡大をはかるということで、農機具の保有状況・経験年数をもみても特に問題も見られないことから農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 12 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

13 番（上山 竜太君）

譲渡人は譲受人の ■■■ さんの ■■■ さん、■■■■■ ということです。

数年前から体調を崩して、今は鹿児島でお子さんと一緒にいるという事でした。その間も譲受人が管理をされていたようです。

申請人は所有農地を貸しているんですが、果樹は自分で手が回るけども田畑に関しては人に貸して利用してもらっているということです。今回の土地については果樹ですので、自分で管理していくということです。場所については 17 ページをお願いしたいんですが、■■■■■ を ■■■■ 方向に過ぎて ■■■■■ を海手に下がったところです。

■■■ 筆ということですが、実際は 3 枚に段になっております。下 2 段は柑橘類・ビワが植わっていて、右下にはハウスでマンゴーを栽培しています。一番上の段は半分山になっている状態ですが、半分にはバナナが植わっていました。今植わっている果樹を管理・栽培しながら、山の部分も開いていきたいというお話でした。

果樹部分については今までもされてきておりますし、今後お子さんが使う事も考えて、親戚でもあるし管理もしてきたし、譲受けようということになったということです。特に問題はないと考えております。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 12 番について皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。（「ありません。」の声あり）

整理番号 12 番について許可することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）

整理番号 12 番は許可することに決定いたします。

続きまして 18 ページです。議案第 8 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第 8 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号 3 番。申請人：■■■■■ さん（■■■ 歳）。土地の所在：■■■■■、■■■■■ m²。利用状況：畑。第 1 種農地です。事由：『県道拡張による立ち退き移転のため、所有している倉庫の隣接地で県道沿いの申請地に家に移転するため。』ということです。転用目的及び事業計画：一般住宅の建築面積が 82.81 m²、所要面積が ■■■■ m²。

今回の申請は第 1 種農地の転用案件でございます。第 1 種農地の転用は原則不許可となっておりますが申請地は不許可の例外である集落接

事務局（鶴田 洋治君）

続施設に該当します。事業計画や資金計画に問題も見られないため、申請は適当であると県に進達したいと考えております。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

◎（山田 博昭君）

23 ページをお願いします。■■■■のグラウンドの県道下です。地目は畑になっておりますが雑木等が茂っていて畑にはできない状態です。現在は伐採をしている状態です。県道拡張による立ち退きのための転用ということでご審議をお願いいたします。

会長（鎌田 秀久君）

私の方から補足をいたします。担当推進委員の方から現在は雑木だという説明がございましたが、以前はマンゴーを路地植えしていたんですがうまくいなくて雑木状態に大きくなってしまっていたものを伐採しているということです。ここは1種農地となっておりますが、周辺が10haを超える区域の一部となっておりますので1種農地となっておりますが公共投資は入っておりません。ご覧のように50m以内に住宅も密集しておりますので不許可の例外になりうるということで申請しております。

皆さん方からご質問をいただきます。

（「異議ありません。」の声あり）

異議なしという事でよろしいですか。

（「はい。」の声あり）

整理番号3番について申請に同意することでご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号3番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして24ページ。議案第9号。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第9号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号1番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん。土地の所在：■■■■、■■■■、■■■■m²。利用状況：畑。第3種農地・都市計画区域内です。事由：『申請人が隣接地で経営している■■■■の駐車場として利用するため。』ということです。転用目的及び事業計画：駐車場が■■■■m²ということです。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。

2番（牧 優作郎君）

譲渡人は■■■■県に住んでおられて屋久島に帰ってくることはないということで、屋久島の土地を処分したいということのようです。譲受人は■■■■を経営しておりますが、長年駐車場がなくて困っていたという事でお話が進んだようです。

第3種農地、都市計画区域内ですので問題は無いと思っております。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号1番について皆さん方からご意見ございませんか。

5番（平田 耕作君）

所有者も島外におりますし現況は雑木、周りも住宅だということですので有効利用できるのであれば良いと思います。

会長（鎌田 秀久君）

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ整理番号1番について申請に同意することにご異議ございませんか。

会長（鎌田 秀久君）

（「はい。」の声あり）

整理番号1番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして30ページです。議案第10号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第10号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号2番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人[]さん（[]歳）、譲渡人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]と[]。現況地目：畑。[]筆の合計面積：[]㎡。すべて農用地区域内です。作物：ガジュツ。移転時期：平成30年6月15日。対価：[]円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況：主な経営作物がガジュツ・ポンカン・タンカン。経営面積：所有地が[]㎡。従事日数：280日。農機具等の保有状況：トラクター・2、管理機・1、運搬機・1、軽トラ・2、2tトラック・1です。

譲受人は新規認定農業者であります。申請地取得により規模拡大を図るものです。経営面積・営農計画・農機具等の保有状況等を見ましても特に問題は無いと思いますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号2番について担当委員のご意見をお願いいたします。

◎（山田 博昭君）

譲受人は[]でも優秀な新規就農者のひとりで、ガジュツを主体としております。問題ないと思います。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号2番について皆さん方のご意見・ご質問、いかがでしょう。（「ありません。」の声あり）

整理番号2番は計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号2番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号3番です。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号3番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人[]さん（[]歳）、譲渡人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、[]、[]㎡。農用地区域内です。作物：タンカン。移転時期：平成30年6月1日。対価：0。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況：主な経営作物がポンカン・タンカン。経営面積：所有地が[]㎡。従事日数：250日。農機具等の保有状況：スプリンクラー・200a、軽トラック・1、オレンジキーパー・1、選果機・1、ハンマーモア・1、動噴・1。

譲受人は認定農家であり申請地を取得して規模拡大を図るものです。経営面積・営農計画・農機具等の保有状況をもみても問題ないため農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いします。

30年ほど前に交換をしている土地の一部だということなのですが、畑総の換地処分で名義を変えられないままであったということが最近分かったんですが、37ページの航空写真をご覧ください。申請地の上の方にハウスがございますが、その間に土地がありますけど基盤整備がされたんですが湧水地だということで耕作されておりませんでした。そ

会長（鎌田 秀久君）

の湧水をなんとかしてくれないかと土地改良区に相談があったそうです。その畑の手前にはサトウキビがつくられておりますので、その海側を重機を通してもらおうと名義を調べたら■■■さん名義のままだった。ということがわかりました。が、この土地の賦課金は■■■さんがずっと払っているんですね。そういうことから 30 年ほど前に交換をして所有しているのは■■■さんですが、名義が■■■さんですので名義を変えるために贈与という形をとって申請をしていただきました。というのがいきさつです。

整理番号 3 番について皆さん方からご質問等いただきます。

（「異議ありません。」の声あり）

整理番号 3 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 3 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 4 番です。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号 4 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■さん（■■■歳）、譲渡人■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■、■■■、■■■m²。農用地区域内です。作物：バレイショ。移転時期：平成 30 年 6 月 15 日。対価：■■■円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン・パッションフルーツ。経営面積：所有地が■■■m²。従事日数：200 日。農機具等の保有状況：スプリンクラー・210a、SS・1、乗用モア・1、トラクター・1、肥料散布機・1、動噴・1、管理機・1です。

譲受人は認定農業者であり申請地を取得して規模拡大を図るものです。営農計画・機械の保有状況をみても問題ないため農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 4 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

9 番（安藤 清浩君）

譲受人は■■■退職後に農業を始められて認定農業者となっております。40 ページをお願いします。右上の広場は■■■のヘリポートです。特に問題はないと思います。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 4 番について皆さん方からご質問等いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 4 番は計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 4 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 5 番・6 番は関連がございますので一括審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

整理番号 5 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：土地交換。申請人：譲受人■■■さん（■■■歳）、譲渡人■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■、■■■、■■■m²。農用地区域内です。作物：バレイショ。移転時期：平成 30 年 6 月 15 日。利用権の設定を受ける者の状況といたしまして、主な経営作物：ぼんかん・たんかん・パッションフルーツ。経営面積：所有地が■■■m²。従事日数：200 日。農機具等の保有状況：スプリンクラー・210a、SS・1、乗用モア・1、トラクター・1、肥料散布機・1、動噴・1、管理機・1です。

整理番号 6 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：土地交換。申請

事務局（鶴田 洋治君）

人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、 []、 [] m²。農用地区域内です。作物：ぼんかん・たんかん。移転時期：平成 30 年 6 月 15 日。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ぼんかん・たんかん・ばれいしょ。経営面積：所有地が [] m²。従事日数：250 日。農機具等の保有状況：スプリンクラー・300a、バックホー・1、選果機・1、管理機・1、梱包機・1、動噴・1、トラクター・2、軽トラック・2です。

どちらも認定農業者で、今回の申請はそれぞれが所有している農地を交換するものです。経営面積・農機具等の保有状況等をみましても問題の無いことから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたします。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 5 番・6 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

9 番（安藤 清浩君）

43 ページの航空写真をお願いします。上の方に県道がございますが、右手の [] 側から橋を渡ってすぐ左に基盤整備された土地がございます。その 1 筆に [] さん名義の土地がございまして、ずっとバレイショが作られております。

次に 46 ページの航空写真をお願いします。下の方に [] 小学校、上の方は [] という位置です。約 2 反ほどのタンカン畑です。 [] さん名義ですが [] さんが管理をされています。

今回はお互いの土地を交換ということです。認定農業者間の交換ですので問題は無いと思います。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 5 番・6 番について皆さん方からご質問等ございますか。（「ありません。」の声あり）

ご意見無ければ整理番号 5 番・6 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 5 番・6 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして 47 ページです。議案第 10 号。農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第 10 号。農用地集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号 1 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（鹿児島市）鹿児島県地域振興公社 理事長 弓指 博昭さん、譲渡人 [] さん。土地の所在： []、他 [] 筆。地目： []。 [] 筆の合計面積： [] m²。農用地区域内です。所有権の移転時期：平成 30 年 5 月 31 日。対価： [] 円。

今回の申請は中間管理事業の特例事業である『農地売買等事業』を利用して規模拡大を図ろうとするものです。

経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 1 番について担当委員のご意見をお願いします。

私の方からご説明をいたします。49 ページで場所の説明をいたします。 [] から山手に上ったところに [] 筆、 [] の事務所から海側に降りたところに [] 筆ございます。この事業に載せますと税金の優遇処置が受けられます。所有権移転関係も農業委員会がおこないます。公社が買い取るという事業なんです、後の引き取り手が明確に決まっていますその方の事前調査を行ってから公社が買い取ります。そうい

会長（鎌田 秀久君）

う経緯を経て出てきている案件です。 以上です。

皆さん方からご意見ご質問いただきます。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 1 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 1 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして 50 ページです。議案第 11 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第 11 号。非農地証明願いについて次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号 2 番。申請人：[] さん、代理人 [] さん。土地の所在：[]、他 [] 筆。すべて畑。[] 筆の合計面積：[] m²。すべて第 3 種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『申請人は体調を崩し耕作できずにいたため、現在はススキやところどころに木が生えている状況である。』ということです。

申請地には土砂が敷き込まれておりまして昭和 30 年頃の道路工事の際の土砂ではないかと推測されます。申請地一帯の下は岩盤状態であり、これを農地に復元するためには多大な費用と労力を要するため非農地とみてやむを得ないと判断いたします。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 2 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

2 番（牧 優作郎君）

52 ページの航空写真で場所の説明をいたします。下の県道は [] から [] に上がる坂です。その途中の崖下が申請地です。53 ページに現地写真がございますが、砂利道です。真ん中はススキ。現状は 60 年ほど前から変わっていない状態であります。住宅密集地であり近くに農地も全くなく、第 3 種農地・都市計画区域内ということもあり、非農地としてやむを得ないと思います。 以上です。

会長（鎌田 秀久君）

整理番号 2 番について皆さんからのご質問賜ります。いかがでしょう。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 2 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 2 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして 54 ページです。議案第 12 号。農業委員会の適正な事務実施について、事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴田 洋治君）

議案第 12 号。農業委員会の適正な事務実施について、農林水産省通知による農業委員会の適正な事務実施に基づき、別紙のとおり「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を作成したので内容を協議の上議決を求めます。

会長（鎌田 秀久君）

29 年度の実績と 30 年度の計画ですね。

まず耕地面積なんですが、もともと屋久島町は口永良部島も含めて 2,600ha ほどございましたけども、皆さんにご協力を頂いている非農地調査によって 1,000ha 強が農地から外れている関係で 1,573ha となっております。

農家数は 665 戸。そのうち 40 代以下が 35 戸ということで、いかに

会長 (鎌田 秀久君)

高齢化が進んでいるかが見えてくるかと思います。

また本町での担い手への農地の集積率が 29.71%と出ております。国の方では中間管理事業を駆使して 80%までもって行こうと目標を立てているわけですが、本町は山間地域が多いという事、高齢化、相続未登記農地の多さなどから、なかなか集積が進んでいないという事です。

しかし 29 年度の目標面積の 10ha を大きく超えて、24ha を集積できたところですよ。

次のページは新規参入者の現状及び課題ということですよ。

新規参入者が農業委員会の窓口で情報を求めて来られることは非常に多いんですが、中々実際に実を結びないんですが、情報を求めてくる方々の多くは屋久島に住むために必要な家庭菜園の規模が達しないと言いますか。農業経営により生計を維持するための相談というのはほとんどございません。

遊休農地については、利用状況調査ということで 8 月頃に調査を行っていただいております。

また違反転用への適正な対応ということですが、本町では違反転用が多く見られます。利用状況調査の中で、自然荒廃した部分については非農地として判断することができるんですが、人的な改廃、駐車場や家が建っているといったところでは、人的な改廃ということで非農地にはできません。20 年以上経過しておれば、非農地証明願いで対応していくということですが違反転用は減っていきませんので、頭に入れておいてパトロールをしていただいて、20 年以上経過している様であれば非農地証明願いを出していただいて、農地から外していけるように指導していただければと思います。

5 番 (平田 耕作君)

土地の一部に家が建っていて一部は畑として使っている場合は、分筆しないと非農地証明は出せないということになりますか。

会長 (鎌田 秀久君)

そうですね。分筆していただく必要がございます。しかし農業形態や面積なんかで一般住宅であるのか、農家住宅であるのか。農業用倉庫であるのか。そういう時は 4 条で始末書つきで転用が可能な場合もあります。

60 ページは事務的な処理についてですね。『総会等の内容をホームページに掲載して誰が見るのか。』ということも高齢者から言われますが、国はホームページに掲載することで公開していればよろしい。となっています。

63 ページからは 30 年度の目標と活動計画ですよ。

お目通しいただいた中で、特に気になる場所などございませんでしたか。

担い手の農地の利用集積については中間管理事業の 5 年間の計画は今年が最終年度となりますので、平内・尾之間で動けばそこそこの集積が見込めるとおもっているところですよ。

平内の総会では、中間管理事業の内容、人・農地プランの内容等を説明していただいたようですが、尾之間では人・農地プランも出来上がっていないようですよ。

そこさえできれば、集積が可能ではないかと思っております。

遊休農地も結構な面積がございますので、ここを解消していかないといけないというのが農業委員会の課題でございます。

さっと通りましたが、29 年度の評価、30 年度の計画ということで皆さん方のご意見、ご質問等ございますか。

(「ありません。」の声あり)

会長（鎌田 秀久君）

皆さん方からご意見無ければ原案の通り承認することでご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

農業委員会の適正な事務実施について、原案の通り承認することに決定いたします。

事務局（鶴田 洋治君）

【行事予定説明】

以上をもちまして、第2回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会長（鎌田 秀久君）

閉会（12時05分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

12番

13番

平成30年5月25日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久